

豊田亨被告—高裁弁論から その2

2004. 3. 29

(その1—103号の続き)

被告人の世代は、全ての道具立てが「そこにあった」年代である。大木達がそのときそのときに入ってきたものに触れてきたのとは違い、終末論にしる、超能力にしる、ニューエイジやらニューアカデミズムにしる、瞑想にしる、ヨーガにしる、ワープロ・パソコンにしる、オウム現象に関わる大道具・小道具は、被告人らの世代が必要とするとき、興味を持つであろうときには、それらは全て、既に「そこにある」ものとしてあらかじめ存在した。

ただ、「超能力秘密の開発法」と「生死を超える」は、被告人が大学に入学し東京にでてきた年に「たまたま」出版された。その意味では当時の最先端ではあった。それを地元を離れたばかり、東京に出てきたばかりの「その時期の」被告人が読んだのは、偶然に過ぎない。

しかし、同時期に同様の関心を持った若者達は少なからず存在した。松本著作よりも遙かに広く読まれ日本でもベストセラーになったシャーリー・マクレーン「アウト・オン・ア・リム」が翻訳出版されたのは86年である。87年には「おまじないブーム」が頂点に達した。このような流れが、90年前後から自己改造やヒーリングや瞑想のブームにつながっていく。

大学生の被告人が身体論や精神世界に何らかの形で触れること自体は、むしろ当然の成り行きであり、必然であったといえるのではないだろうか。

被告人は、「多数派」ではないにしても、同世代の多くの若者達と同じ関心を持ち、同じように精神的な救いを求めた若者の1人に過ぎない。ただ、当時多様に存在した精神世界への「入口」のうち、被告人はたまたまオウム神仙の会の入口を潜ったに過ぎない。そのことによって被告人は攻められるべきなのであろうか。当時、誰が言っていただろうか。

「あそこには行っちゃいけない」と、86年に、誰が言っていたというのか。86年に大木や宮田が被告人と縁があったとして、被告人から神仙の会の道場に行っているという話を聞いたとして、「やめとけよ」と言っただろうか。言わなかったはずだ。大木は、「ま、いいんじゃない。俺『修行系』はちょっとセンス違うけど」と答えただろう。宮田は、もしかすると、「今度、連れて行ってよ。見学したい」とねだったかも知れない。

(4) 教団と日本社会との同質性 (中略)

(5) 社会の現時点での受け止め方

このように、オウム教団やその信者達、そこに属していた被告人らの実相が徐々に明らかになる中で、社会が日本の市民社会のあり方の問題としてオウム現象を受け止めようとしはじめたのは、ごく当然のことである。

また、社会的論調がそのような立場に立てば、被告人ら重大事件に直接関わった者たちは、まさに我々社会が生みだした寵児であり、我々と絶対に異質な存在ではないと捉えざるを得ないことになるのは必然である。そのような存在である被告人らを、絶対的かつ永久的に、法による抹殺という方法で、社会外に放逐すべきなのか、という問題が、今、我々の社会に対して、突きつけられている。

弁護人の宮田と大木にしても、それぞれ全く別の背景と契機によるものであるが、いずれも精神世界に関心を持ったし、瞑想等による身体的な経験もしている。たまたま入った入口が違えば、自分たちが被告人席にいたかも知れないという我々の感想には、何の誇張もない。

社会は、被告人らを死刑に処すことに躊躇を感じているのである。しかも、その躊躇は教団や関連事件に継続的に関心を持ち続けた層でより大きい。オウム真理教を速くから告発し、自らもホスゲン事件の被害者である江川紹子は、前に引用した週刊文春誌上で、「弟子たちの裁判でいえば、林郁夫の無期懲役が早々と確定し、豊田亨が死刑という判決等には違和感を覚えました。全体が分かってきた今になってみれば林がやったことと豊田がやったことを比べると、林がやったことのほうが圧倒的に悪い。無期懲役と死刑では天と地ほどの開きがあり、これには、釈然としないものを感じました。豊田らが、首謀者である麻原と同じ刑というのも違和感を覚えます」と述べている（林郁夫との比較については、後でも少し触れる）。

滝本太郎弁護士もまた早期から教団と闘い、また教団から命を狙われた被害者であるが、当審において、弁護人らの求めに応じて証人になることを承諾していた。滝本弁護士はオウム真理教家族の会の総会で、「重大事件に関わった信者も死刑とはせずに、教団をなくすためにできることがあるのではないか」と提言している（2月9日共同通信）。

オウム真理教家族の会は、以前は被害者の会といい、出家信者らの家族を中心に構成され、教団と対決してきた。会長の永岡弘行氏はVXガス事件の被害者である。この家族の会は、松本智津夫の1審判決直前の今年2月8日の総会で、「教祖松本以外には極刑は望まない、信徒は生きて償いをさせるべきだ」というアピールを採択した。この会には事件に関わった信者の家族も会員として活動している。しかし、オウムから被害を受けた人々、テロを受けて人々も会員である。もともとは「オウム真理教被害者の会」として発足し、信者の脱会支援活動などをしてきた、一貫して反教団の立場にある団体である。家族の会がこのようなアピールを公にしたのは、教団の破壊的カルトとしての実態を良く知る者の立場から事件の加害者であっても破壊的カルトの被害者でもあるということを理解しているからである。

松本に対する判決の翌日に毎日新聞朝刊に掲載された浅見定雄東北学院大学名誉教授（いうまでもなく我が国のカルト研究の第一人者である宗教学者で、統一協会やオウムの危険性を早くから指摘し、脱会者の支援でも活躍された）のコメントでは、「教団の犯罪は教祖の責任が極めて重く、被害者の側面を併せ持つ幹部たちへの死刑は重すぎる」と述べている。

いずれも教団を擁護するような立場の人たちではない。むしろ警察が強制捜査にはいるよりもずっと以前から教団を警戒し警鐘を鳴らし、それゆえに、命までも狙われた経験を有する人々である。そして事件が判明し裁判が始まってからも強い関心を持ち続け教団の問題と関わり続けてきた人々でもある。そのような人々が、この時期こそって教祖以外の重大

事件に関わった信者については死刑適用を回避するよう、意見を公にしていることは極めて重要である。

2 従前の論調の意味

- (1) 問題の所在
- (2) 当然とは言えなかったこと
- (3) ところが、大木程度にも教団の脅威（大木にとってもこの言い方は非常に大袈裟であるが）を感じたこともないと思われる世間一般やマスメディアの興奮は、頂点に達する。
- (4) 「終末」の共有される社会状況
- (5) 上祐人気、松本人気の理由
- (6) 社会的教訓を生むために
- (7) 現代における「リアリティー」
- (8) 2004年の現実

オウム事件以後、現実の閉塞のファンタジーへの投影はなくなったわけではない。むしろ非常に多くの物がその後も立て続けに現れている。たとえば、現在雑誌連載中のものからいくつかの例を挙げよう。浦沢直樹「20世紀少年」は、現在、「ウイルスによる世界の滅亡」後の近未来の管理社会のディスユートピアが描かれている、ある意味オウムのパロディを含むようにも読める作品である。東本昌平「CB感」では、環境破壊で死にかけた地球を「完全管理」のもと再生、復元した極度の管理社会が舞台とされている。かわぐちかいじ「太陽の黙示録」は、大地震で日本の中心部が水没し分断された日本列島でのストーリーである。「地域限定型ハルマゲドンストーリー」とでも言おうか。ここにはこの地震による社会の混乱で、それまでの出口無しの閉塞から解放され、新たな可能性を得た人物が、明示的に登場する。

社会的現実とは構造的には変わっていない。そこに生きる若者のメンタリティーや閉塞感も相変わらず存在し続けている。しかし、オウム事件は、ファンタジーへの願望の投影にさえ、より暗い影を落としてしまったように思える。現在進行中のファンタジーが「ハルマゲドン後の世界に」さえも、はたして明るいイメージを描けるかは何とも言えない（前記「20世紀少年」では、ハルマゲドンまでに既に幾たびかの対抗勢力の敗北が描かれてきた）。オウム事件は、それ以前はある種の無法、無政府的な力が割拠する空間としてファンタジーの舞台を成立させることの多かった「ハルマゲドン後の世界」を、現代社会以上の超管理社会としてイメージする契機を与えてしまったようにも見えるのである。

だからこそ、我々は、オウム事件を受け止めた社会の側をも十分注視し分析しなければならない。

3 社会がなすべきことーその1

- (1) はじめに
- (2) 再発防止のための事実認識の必要
- (3) オウム現象の原因としての社会構造的要因

社会的背景の認定は、裁判手続き一般に、不得手な領域ではある。

しかし、いかなる時代状況の中で、どのような要因から起こったのかが明らかにならなければ、事件全体が解明されたとは言えない。また、それが解明されなければ、社会は有効な防止策を立てられない。

この点、既に引用した幾人かの論者を始め、多くの著述家や研究者が既に論考を発表しているところでもある。そしてその議論は、現時点ではかなり方向性が一致してきたと言える。よって、以下では、現時点では既に公知性を持つに至ったと考えられる（学問的分析については経験則となっていると考えられる）それを踏まえて論じる。

教団が拡大していった80年代から90年代は、ポスト・モダンと呼ばれた時代であり、また思想的にも80年代からポスト・モダニズムが隆盛した時期であった。

すなわち、近代の課題であった「欠乏の克服」は我が国では高度成長の終わり頃の70年代にはほぼ達成され、他方、世界的に汚染や公害、資源の欠乏など、「成長の限界」が課題として意識されだした。

また、資本主義のアンチテーゼであった社会主義は、もはやオルタナティブたり得ないことが明らかになる。しかし、高度成長期までの成長神話・上昇志向・「だれでも努力すれば幸せになれる」幻想は、ゼロサム的現実が明らかになった時代には、もはや自明の意味を失った。

近代の終わりは、日本社会にまた別の影響をももたらした。既に高度成長期を通じて進行していた人口の流動と住宅の「郊外化」は、地域社会を急速に形骸化した。これになりかわった団地的な家族・家庭への内閉は、80年代、高度情報化による電話やテレビの個室化などのメディア環境の変化もあって、「表面的には平穏無事なバラバラの家族」を大量に生みだした。そして、人はあらゆる共同体の規制から「自由」になった。と同時に、共同体が与えていた道徳的な自明性を失った。もともと日本社会は一神教的な絶対的他者を持たない。従って絶対的な倫理を内面化されない社会である。社会的結合を維持していたのは、「他者のまなざし」たる、地域によっても家庭によっても異なる部分を持つ道徳であった。しかし、その現実的基礎が失われた。

したがって、8、90年代、我が国の「良く生きよう」と願う若者は、「良いこと」が自明ではない、何がよいことかわからない、社会の現実と直面せざるを得なくなる。弁護人の大木や宮田も含む「我々」は、決して把握することが出来ず、しかも何をしても誰かが不幸になるに違いない社会に生きていることを既に知っている。そのような社会で、「何がよいことか」を考えるしんどさを抱えて続けたままの状態生きてきたし、今も生きざるを得ないのである。

この点、大木や宮田と同世代に属す西田氏（法廷での証言内容やその著書・意見書等で明らかなおと、同氏は堅実で正統派の研究者であって、決して同世代のサブカルチャーに強い影響を受けたようなタイプでもないし、ポストモダン思想にのめり込んだようにもみえない）のたとえば民主主義に関する理解（西田氏第8回P14）は、その時代の現実と考え方を非常に端的に反映している。つまりそこで提示されているのは、絶対的な価値を持たないが故に、相対的な選択肢の中での集団選択が必要とされ、それによって「誤り」を防ぐという考え方である。我々の世代は、このように、民主主義の目標を真理や理想に近づくためという風に積極的肯定的には設定しにくいのである。相対的暫定的に「よりよい社会（「理想社会」ではない）」や「個人の幸せ」がせいぜい設定可能な目標とならざるを得ないのである。

80年代前半大量に紹介されたポスト・モダン思想は、このような現実的基礎に合致するものとして当時の若者に多大な影響を与えた。巨大になりすぎた社会やシステムは、もはや個人が認識し変革しようなどと思ったところでどうしようもない代物であるという認識の元、たとえば浅田彰に「だから、逃げるっきゃない」と言われると、それは、当時の若者には、非常に説得的であった。

80年代が、個人消費に彩られたバブルの時代として存在するのは、消費以外に自己実現の「しょうがない」社会状況にあって、いわば「諦めて」消費による自己実現を図ろうとした面がある。結局、個人領域でしか生きる意味など見いだせないのであった。

80年代現代思想における真理は、もはや絶対的客体として存在するのではなく、現象学的な、われわれの相互の納得の中にのみ存在した。もはや社会を認識すること、世界をつかむことなどではしないことが明らかになった以上、近代哲学的な意味での真理は放棄されざるを得ない。こうして、全てが相対化される基礎が与えられた。

宮台真司が「終わりなき日常」といい、宮内勝典が「意味の不在」という現実、こうして我々や被告人達の前に現れた。

社会に対して働きかけて社会を変える展望が絶望的だとすれば、自分のあり方を変えることによって社会の見え方（むしろ見られ方）や関係性を変えたり、あるいは全く社会とは無関係に自分自身を変えたい（その前提となる共同性からの「自由」は既に存在する！）という方向性が現れるのは必然であった。

80年代の重要な政治的争点に関わる運動であった反原発の運動は、従前からの政治勢力よりもエコロジカルな運動と強く結びつき、自分たちのありようを変えることで世の中を変える、「生き方として」オルタナティブを提示するという方向性をとった。そこでは自然と対立し自然から収奪するのではなく、自然と一体化し調和するという世界観が主流となり、東洋の価値観に近づくが、それはヨーロッパの「緑」などの運動からの影響を受けた面もある。実際、日本ではマスコミ的には平和運動とエコロジーしか知られていなかった「緑」では、活動の中で日常的にメディテーションを行っていった。

近代的な人間中心主義は、その人間が地球環境をぎりぎりまで追いつめてしまっている現実直面していた。エコロジカルな発想は、言ってみれば、人間を死ねばバクテリアによって分解される存在として食物連鎖、地球全体の生態系の輪の中におこうという発想である。そこにはある意味での人間の相対化があり、また現実の生態系は思想としての「輪廻」と近接するところもある。人は、確かに死ねば（そして余計な操作をしなれば）バクテリアの栄養になり、植物に窒素同化され、それは草食動物の餌になり、その意味では確かに「転生！」する。

世界的にも、70年代以降、先進国を中心に精神世界への関心は高まっていった。その背景にあった共通の問題意識は、物質文明はこのままでは破滅する以外ないという危機感であり、物質文明から魂を解放し自由になることであり、その個々人の中の意識の変容から世界を変容させることであった。

DCブランドやディスコでの、個人領域で消費による自己実現を図ろうとしても、当然、そこには充たされないものがある。充たされないものを求めたい葛藤はある。しかし現実世界でがつがつ真面目に働くだけでは「ださい」（なお、当時の若者達が「ださい」というとき、そこには、ある種の韜晦、自分が頑張ることでどこかの誰かの仕事を奪っていることになるとか、地球環境の悪化に一役買っているとか、世界的な経済格差を押し広げ飢餓に苦しむ民を作り出しているとか、そういうマイナスイメージが重なってくことを表現していることが少なくない。単純に「みっともない」と受け取ってはいけないことが多い）。

「社会のため」というような目標は見えない（何が社会の役に立つかは見通せない。自分のしていることと社会との距離が遠すぎる。社会内部での利害が複雑すぎる）。

そのような悩みに直面したときの処方箋も、80年代には既に多様に用意されていた様々な宗教や、瞑想や、ヨガ、自己啓発系のセミナーやサークルなどが掃いて捨てるほど存在した。この時代、精神世界性は特定の宗教との必然的な結びつきをもはや持つてはいなかった。つまり、ある宗教を信じるという前提無しに、自分自身の意識変容、「悟り」は目指せるもの、経験できるものと観念されたのである。

たとえば、被告人は違うが、オウムには、そもそも松本自身がそうであるように、阿含宗から入ってきた者が少なくない。しかし、そこにはおそらく「改宗」「棄教」というような重苦しさはなかったのではないだろうか。どちらが「よい修行のカリキュラム」を持っているか、という程度のことでなかっただろうか。

- (4) 教団が人を引きつけたわけ
- (5) 順風満帆の意味
- (6) オウム真理教の社会認識
- (7) 社会がなすべきいくつかのこと

ここまでの検討を通して、社会が何をいかにすべきかについての幾つかの論点は現れてきたように思う。

まず、我々は、オウム現象を引き起こした根本的背景が今も存在し、今後も存在し続けるであろうことを知っておく必要がある。それは、この近代の終わりの社会的現実そのものであり、人は自分が社会に存在する「意味」など見いだせるはずもなく、社会全体を明確に認識した上でそれと自己を関係付け自分が社会を変えるなどという有効なイメージなど持てるはずがない、ということである。全てが相対的になり、真理は主観と主観との関係の中にしかない、それしか見通せないからとりあえずそれを真理としておく他はなく、したがってあくまで「一応」のものでしかないことを、我々は知らなければならない。これは我々の社会の総体が取り組まねばならない事業である。

西田氏も、この社会が、生きていくのに必要なもの、つまり人生の問題を解決してくれない、それを満たしてくれる世の中ではないから、カルトのような集団は「なくならないという前提の下に」宗教の問題や社会の問題を考えるべきであると述べている（第9回P56～57）。

もちろん、それでも、いつの時代でも「絶対的真理」を求め、「完全なる社会認識」を得ようとする者が現れることそれ自体は避けられない。それが「オウム現象を引き起こした根本的背景」は今後も存在し続けるという意味である。現実社会の「虚構性」を主張し、それを根本から変えようと扇動する者は、繰り返し現れざるを得ない。しかし、そのような無謀な単純化を試みる者が現れても、社会全体にそのような試みに対する警戒心が染みついていれば勢力の巨大化は防げるはずである。跳ね上がりを小規模にとどめることが出来るはずである。

そう考えると、たとえば宗教全般をいかがわしい目でみるような風潮はかえって疑問である。オウム真理教を我々の社会とは異質な「絶対悪」とみるのは、むしろマイナスである。単純化せず、出来る限りの分析をする、そのうえで相対的・暫定的な評価を繰り返して、そのときどきに行動を選択する。社会全体を見通すことが出来ず、「真理」が相対化され、明確に「良いこと」を把握することも不可能な時代に生きる我々には、そのような生き延び方しかないのである（西田氏第8回P57では「じっくり考える時間と情報のネットワークを広げなさい」というような言い方もある」と提案し、「短絡的にテロ集団ととらえる」ことに対しては否定的である）。

我々は、相対化されてしまった現実社会を生きるほかない。そうして生きながら退廃へも行き着かず、絶対性へも短絡しないやり方で生きて行くしかない。周到な、そのときどきの行動選択の結果として社会に生じるかも知れない微細な「差異」を見落とさないようにしなければならない。その差異の中にしか世界をかいま見る手がかりはない。

たとえば、オウム真理教の教義に関して、「あんなものは宗教ではない」とか、「似非であって、『真の』宗教ではない」とか、大したデータもないのに、自分の限られた状況の中で生きた経験によってもったスタンダード（別の言い方をすると自意識）に当てはめて行われる断定的な言説は、それは個々人の自分の行動のための判断としてなされる分には、おかしいものではないとしても、それが社会に対する言動としてなされるのは危険であるしそのような言説に対して社会が警戒心を持たず速やかに流布されるような社会状況は、むしろ警戒すべきである。オウム真理教の教義に「真理」を見るのも、逆にそれを単純に「虚偽」や「荒唐無稽」との評価を下すのも、いずれも全てが相対化されてしまった現代社会における生き方としては、危なくて仕方がない。単純に絶対悪と見切ってしまう心性は、逆にその人の自意識に「はまる」ものを与えられれば、今度はそこに短絡的に「真理」を見いだすに違いない。その「危うさ」こそが教えられるべきなのである。そして、であるが故に、「暫定的相対的」な評価による行動決定を絶え間なく繰り返すことの重要性・必要性が強調されるべきなのである。そのためのスキルが与えられ訓練されるべきなのである。

このようなスキルは、早くから教育の場で与えられるべきである。自己責任を伴う自己決定のために、絶対に必要である。これまでの学校教育や家庭教育に、このような相対的評価や暫定的な行動選択ができるような能力を養う契機が十分存在したのだろうか。そうではないように思う。「真理は明かである」「良いことと悪いことは、カテゴリー的にはっきり区別できる」という、これまでの教育の前提を外す必要がある。

たとえば、消費は、社会状況によって悪になったり善になったりすることは、ここ30年ほどの歴史が完全に証明している。「もったいないからものは壊れるまで使おう」などという子どもの頃の教を日本国民全部が忠実に実践したら、あつという間にこの国の経済はもたなくなる。「それは、日本が物を沢山作って外国に輸出して稼いでいた時代には正しかったんだけど、今は日本の会社は外国で作った物を日本に輸入して売って利益を上げているから正しくなくなった。でもまた状況が変われば変わっちゃうかも知れないよ」。小学生にもたとえばそういうことを嘘をつかずにきちんと教え、その上で、具体的な場面場面で「どうすることがちっとはましなのか」を選択できるような技術を早い内から身につけさせる必要がある。だから、「節約第1」も「消費は美德」も、現実の状況との関連抜きに、倫理として押しつけられてはいけない。それは虚偽だからである。

また、我々は、既に人々が社会生活の土台として機能してきた共通の幻想を大して持っていないということを知らなければならない。欠乏の原因を誰かしらに転嫁して納得するような必要はもはやない。また、将来の明るい社会の可能性の像を共有して現実の窮乏を共に耐える必要もない。現実の生活の必要が満たされれば、各自が抱くその先の幻想はばらばらでもよいし、実際ばらばらになってしまう。それで生きていけるのである。全体が共有できる夢など成立しないのである。そういう時代である。しかもコミュニケーションはさらに個別化し、もはや家族と言えど、メールや掲示板での各自のコミュニケーションは他の家族には全く目に見えないものとなっている。被告人が出家まで何年も教団に通っていたのに家族も大学の友人も知らなかったこと自体、当時としても全く驚くに値しない。当時から関心の対象は既にたこつぼ化していた。が、それが可能な現実、今では、さらに深化している。自分の家の中学生の子どもが自室のパソコンでだれとどういうチャットをしているか親は知らない。そして、その子自体、自分がどこの誰とチャットしているのかを、実は知らない。それが当たり前である。寂しくないように、ほんの少しの「共同性」を求めようとすれば、逆に大抵の共同性は誰にでも簡単にえられる。ネット上に開かれたサイトや掲示板からは、大抵の興味関心、趣味嗜好に適う場を、簡単に探し出すことができる。そこで与えられる煩わしくない軽い共同性は、孤独を緩和してくれる。特異な関心でも簡単に仲間を

得ることが出来る環境は、孤独故の暴走を防ぐのに役立つ肯定的な面もあるが、孤独の中でその関心を枯れさせ、より「メジャーな」領域と折り合いをつけて生きていく契機を与えないという方向で働く可能性もある（たとえば自殺サイトで仲間をみつけての集団自殺などに現れている）。ひきこもりは、こうして引きこもり続けつつ生きていけると同時に、引きこもりから抜け出すのがより難しくなる。この両面性があることに注意しなければならない。

このような現実の事態に直面して、古くさい共同幻想的な「価値観」を持ちだし機能させようと試みるのは、全く意味がない。必要がなくなって放棄されたものを、現実の基礎を持たないのに呼び出したところでどうにもならない。それはかえって拡大された自意識の肥大や社会の予期しない形での噴き上がりを引き起こすのが落ちである。我々は与えられた事實的基礎を前提として、どうすれば「それでもどうにかやっていけるか」を考えなければならない。

我々は、現代の情報環境に相応しいコミュニケーションの技術やマナーを開発し、身につける必要がある。たとえばサイト上の特定の掲示板で感じる共同性は、実は社会全体から見たらほんのわずかの人間でのみ共有されているに過ぎないといった正しい感覚を持つ必要があるし、自己防衛のために、帰属場所やコミュニケーションのチャンネルをなるべく多様化し、それぞれを相対化するような習慣を持つ必要がある。「見知らぬ他者」との匿名のコミュニケーションでも、そのように相対化を常にすることによって、危険を軽減し、有用性を高めることは可能だろう。

また、コミュニケーションの可視性を高める努力は常に必要である。一見全てネットでつながり開かれているように見えるが、実は「普通の人がほとんど近づかない」放課後の体育館の裏や夕暮れの陸橋の下のような場所が、情報環境の中には恐ろしいほど増えているのが現実なのである。もともと興味のある人しか近づかないのだからそうなるのは当然である。そのような場所をなくすことは決して出来ないのであるから（下手になくそうするとどんどん深いところに潜って行って、ますます見えにくくなるだけだろう）、そのような場所に比喩的に言えば「街灯を設置する」ような方法を、社会が考えるべきであろう。

(8) ありがちな疑問へのあらかじめのエクスキューズ

なお、ここで背景として述べたような世代論や社会的背景論に対しては、必ず「そう言っても、被告人の同世代がみなオウムに入ったわけではない」という類の批判が必ず現れる。

しかし、ここまで述べたことの真意は正しく読んで頂ければ、内容から明らかであろう。我々は、決してそのような批判が妥当するような乱暴な議論をしているわけではない。

また、社会的背景論に対しては、必ず、社会に責任を転嫁するつもりか、被害者の心情を考えたらそのようなことは言えないだろう、という類の反発がつきまとう。

被害者への思いがあればこそ、同様の事態を決して繰り返さないようにしなければならないからこそ、あらゆる観点からの原因追及がなされなければならないのである。それが社会にとって決して心地の良くないことであっても、この歴史的事件に関わった以上は、その関わった立場でなせるだけの解明をあらゆる角度から行い、及ぶ限りの思索を巡らし、そしてそれを世に問うことで議論の一助にすることが必要である。我々弁護人は、被告人の弁護人という立場でこの裁判に関わった以上、それを我々の責務と考え、誠実にやりきろうと考えているに過ぎない。

そして、批判者に対して、逆に問いたいのである。オウム事件が提起した問題は、関連事件の裁判によって解決されるのか、裁判が終わればそれで幕が引かれるのか、同じ性質の問題の噴出は裁判で刑を科すことで避けられるのか。

そうでないことは、明らかであろう。

4 社会のなすべきことーその2

- (1) マインドコントロールの問題
- (2) 広く社会に知らせること
- (3) ケア、リカバリーの技法の向上
- (4) 法規制の検討

5 被告人の命を奪うことで、何が達成され、何がされなくなるのか、すなわち、本件における死刑の「効果」を検討する。

結論から先にいう。被告人を極刑に処すことで、何ら達成される効果はない。

6 死刑適用の必要性の欠如

(1) 抗拒困難な状態

本件各事件は、被告人がマインドコントロールの元におかれた状態で、各事件に関わったことは既に述べたとおりである。原判決も、被告人が「松本らから本件各犯行を指示された際に、それに抗することが困難な状態であったこと」は認めている。

困難と言うよりは「不可能」な状態であり、責任能力があったか、適法行為の期待可能性が存在したか、極めて疑問であること、少なくとも、どちらも著しく減退していたことは、本書第1で述べたとおりである。

(2) 原判決の誤り

ただ、そのような抗拒困難な状態が犯行に利用されたことについて、「過大視することができず、一定程度の斟酌に止まるべき」というのが原判決である。しかし、そこでその理由としてあげられている事柄は誤っていることが、控訴審の審理を通じて、より鮮明になっている。これについても本書第1で詳論したが、多少の補足をする。

まず、原判決は、「松本が説く教義や修行の内容は、およそ荒唐無稽なもの」と評している。そして、そのように評価する根拠や理由には何も触れていない。原判決は、これを自明のこととして述べているかのような口吻である。

原判決が、「オウム教団の教義」として判決書8頁「一 オウム教団の教義」で認定しているのは

- ① 主神をシヴァ神として崇拝する
- ② 古代ヨーガ、原始仏教、大乘仏教を背景とした教義である
- ③ すべての生き物を輪廻の苦しみから救済することを最終目標とする
- ④ 出家して修行を積み解脫することができる
- ⑤ 松本は超能力の持ち主で最終解脫者である

⑥ 松本に絶対的に帰依し、その命令を忠実に実践することが功德であり救済である
と、これだけの内容でしかない。これを「およそ荒唐無稽」と断定するのは、何の根拠もないし、そもそも社会的な通念にも反している。

修行をして解脫を目指すことや、いきとしいけるものをすべからず輪廻の苦しみから救うことは、ごく当たり前の仏教的な目標設定である。また、社会的にもたとえば転生輪廻を「非科学的」として否定するような社会的合意・了解は、現代日本社会には成立していない。

いわゆる「超能力」の存在を否定するような社会的合意もない。むしろ、特定の宗教の信者ではなくても、「宗教」と言ったら否定的であっても、超能力や霊魂の存在、広い意味での精神世界については全ては否定しない人は、むしろ社会の多数と言っても良いのではないか。

(中略)したがって、原判決が、被告人が抗拒困難な状態を犯行に利用されたことを認めながら、それは一定限度の斟酌にとどめるとしたのは、その根拠として認定した事実が明らかに誤っており、かかる判断を基礎としている原判決の量刑は不当というほか無い。

- (3) 再犯可能性がないこと
 - (4) 被告人の被害者に対する感情、被告人の反省は、正当に評価されるべきである。
 - (5) マインドコントロールからの離脱、リカバリーの困難さ
 - (6) 被告人と幹部らのマインドコントロールの面からの比較
- 7 関連事件の被告人に対する量刑との比較における原判決の量刑不当

8 被告人を殺してはならない
裁判官に問いたい。
「ここにいる被告人を殺しますか」

たしかに、被告人は、地下鉄サリン事件において、人命を奪う行為を実行した。それ故に、被告人自身はいかなる結果をも甘受する意思ではある。また、被告人の価値観の中にある因果論からいえば、被告人が命をもって償うことはある意味では当然導かれるものかもしれない。ただし、被告人は、命をもってしても償いにはならない、どんなことをしても償いようがないことをしてしまったと考えている。命を投げ出すことで償いが済み許しが与えられるなどと考えているわけではない。

被告人は、「私が仮にどのような刑に服することになったとしても、本質的 償いにはなり得ない」と承知し、「今なおこうして生きていること自体が申し訳ない、許されないことであるような気が」すると感じ、償いというような言葉に多少なりとも当てはまるような行為が自分に残されているだろうか、と考えてもいる(被告人第3回P39～41)。被告人自身としては、自分の命を以てしても到底償いになるわけがないことをしてしまったと、心の底から受け止めていることは明らかである。

しかし、法の裁きは、それほど単純ではない。我が国の法は、「同害応報」を原則とするものではない。

先ほどの問いかけは、正確ではない。この法廷にいる誰も、たとえどれほど被告人を憎んでいても、いかなる権力を持っていたとしても、被告人に対して手を下すことは現実には出来ない。正しくはこうなる。

「あなたは、他人に、被告人を、殺させますか」

この裁判の判決は、いずれにせよ、この問いに対する何らかの回答、イエスカノーかのどちらかの回答を含むものにならざるを得ない。

被告人の人格、態度、人間性は、この法廷に現れたとおりである。被告人が強烈なマインドコントロールを受けて、意思決定の自由を奪われて事件に関与させられたことも既に明らかになっている。そして、今の被告人、マインドコントロールから解け、しかし自分が関わってしまったことの恐ろしさ、罪深さに直面してそれを正面から受け止めながら、その自分の感情を露わにすることも被害者の 心情を考えあえて意思の力で押さえ込み、言い訳や弁解と受け取られる可能性のあることは主観的な事実であつても極力口にしないように抑制し、終始真摯である意味では端正な態度を貫いてきた被告人の様子もまた、この法廷で余すところなく現れている。

この被告人を殺させても良いのか。これがこの裁判の最大のテーマである。

ここまで縷々述べてきたことから、その答えは明らかである。

被告人を殺させてはならない。社会は、いかなる場合でも、あるいは少なくとも もやむにやまれぬ必要もないのに、殺人を肯定してはいけない。

マインドコントロールを利用し、被告人を操った者の責任を相対化してはいけない。

「マインドコントロールされてしまったら抜け出すことは非常に困難だから、そうされないように、十分警戒しなくてはならない」というメッセージを裁判所が社会に発しなくてはならない。

弁護人の大木は、被告人と接見したとき、正直に「僕には、君のようにしていることはできない。僕が君の立場だったら、絶対に何かのイデオロギーをでっち上げる。つまりそれは、何でもいいんだけど、将来の同様の事件の再発を防止するためとか、事実の解明を自分に残された使命と考えてとか、そういう目標を設定して、自分の行動をそのための手段としてそれに役立つものと信じ込んで行動する。たぶん、僕だったら、そうでもしないと耐えられない」と言った。

なにより、そのようなフィクションに逃げて自分を支えようとしめない被告人に 対して 弁護人はある種畏敬の念をも抱いている。被告人がいかに辛い方法での 反省を自らに課しているか、それは弁護人が同じ立場に立ったときできるかと言ったら出来そうもないほどのものだからである。だから、そんな被告人を殺してはならない。死なせてはならない。死なせたくなはない。

第5 本件判決に望むこと

早くから統一協会やオウムについて取材をしていたジャーナリストの有田芳生は、そのホームページで以下のように述べる。

まず、被告人らの判決については、2000年（平成12年）に、「今回の豊田・広瀬判決を読んでも、裁判官のマインドコントロール（社会心理学）への無知はおおいがたいものがある。日本で最初のカルト裁判にはこのように困難な課題があることも事実だ。」と喝破している。

さらに、「わたしは一連の裁判は、本来ならばカルトについて日本社会がはじめて判断を下す重要な機会だと痛感している。坂本弁護士一家殺害事件で死刑判決を受けた岡崎一明被告の判決公判で、裁判長は、マインドコントロールは一般的定説がなく、量刑上は考慮しないという趣旨を示していた。これは無知から来る誤りだ。一般的定説はなくとも一般的了解はあるからだ。私は岡崎判決を聞いたときくああこれではだめだ」と落胆した。」と述べる

そして「私は井上判決に対する活字となったコメントすべてに目を通したが、その多く、とくに法律関係者の圧倒的な感想に日本で初めてのカルト裁判だという視点がすっぱり抜け落ちていることに失望した。判決文にマインドコントロール問題が述べられ、それとの関わりで判決があるにも係わらず、こうした課題に判断を放棄した意見がいつまでもまかり通ること自体、オウム事件の歴史的意味がほとんど理解されていない日本社会の鈍感さの反映だといわなければならない。」としている。

有田も又、江川などと同様、強制捜査以前の早い段階からオウムの問題を追及し、オウムと闘ってきた人物である。また、それゆえに、これを良く知るジャーナリストでもある。その見解は、素人の裁判批判で済ませて良いものではない。我々が、江川や有田が我々より遙かに長い時間オウムと関わっており、遙かに良く知っていることに対して謙虚であるべきである。

何が真に危険であるのか、何が事件を引き起こしたのか、それが分かっている人々は、その根本的原因や本質的危険が裁判によって明らかになり、またその明らかになったことに相応しい結論を望んでいるのである。

本件は、司法が破壊的カルト、そしてマインドコントロールの問題を正面から取り上げ、判断すべき案件である。

社会の心ある人々からはそれが望まれていることを忘れてはならない。

以 上

主任弁護士 弁護士 藪 下 紀 一
 弁護士 宮 田 桂 子
 弁護士 大 木 和 弘



<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

歌を忘れたカナリヤは
後の山に捨てましょか
いえいえそれはなりません
歌を忘れたカナリヤは
背戸の小藪に埋めましょか
いえいえそれなりません
歌を忘れたカナリヤは
柳の鞭でふちましょか
いえいえそれなりません
歌を忘れたカナリヤは
象牙の船に銀の櫂
月夜の海に浮かべれば
忘れた歌を思い出す

◎カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

◎カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を棄てる
のではなく、温かく見
守る。

(地球の揺りかごで)

発 行 カ ナ リ ヤ の 会

連 絡 先 〒242 神奈川県大和市中央2-1-15 パークロード大和ビル2階

電 話 0462-63-0130 大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

FAX 0462-63-0375

購読費・カンパ 横浜銀行大和支店 普通1343078 カナリヤの会滝本太郎